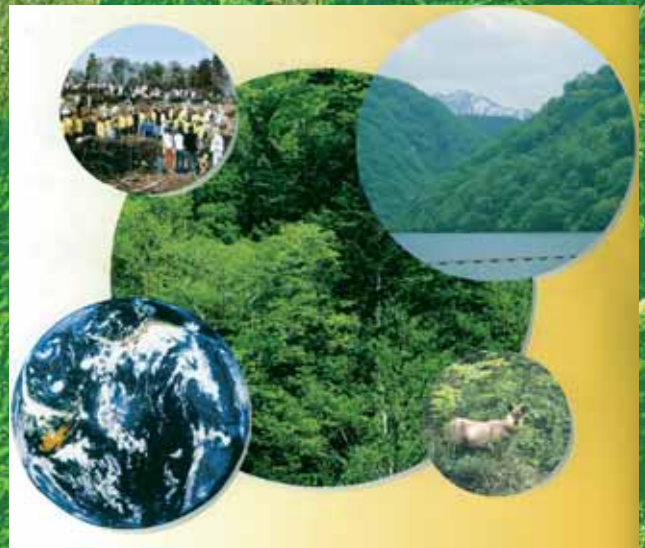


# いしかわ森林環境税と これからの森づくり

県土の7割を占めるいしかわの森林  
私たちの暮らしに欠かせないこの森林を  
健全な姿で次の世代に引き継いでいくために

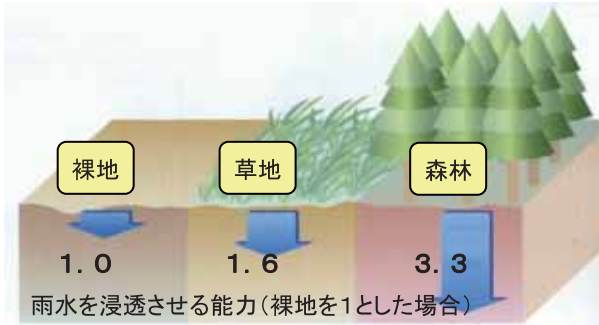


石 川 県

# 森林のはたらき

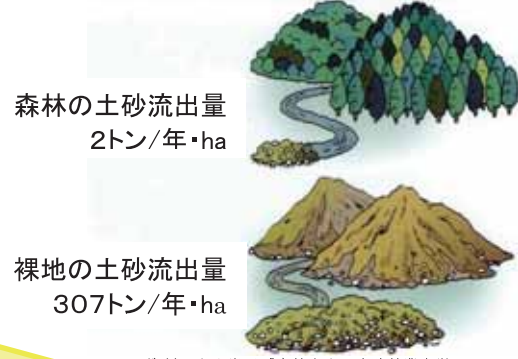
森林は、災害を防ぐとともに良質な水を育み、きれいな空気や安らぎの空間を提供するなど、さまざまな恵みを与えてくれており、私たちの安全で安心な暮らしに欠かすことができません。（このようなはたらきを森林の公益的機能といいます。）

洪水や濁水を防ぎ、おいしい水を提供してくれます。（水源かん養機能）



資料：村井宏・岩崎勇作「林地の水および土壌保全機能に関する研究」

山崩れなどの山地災害を防いでくれます。（山地災害防止機能）



資料：丸山岩三「森林水文」実践林業大学

## 森林の公益的機能

地球温暖化防止や風害等の防止に貢献してくれます。（生活環境保全機能）

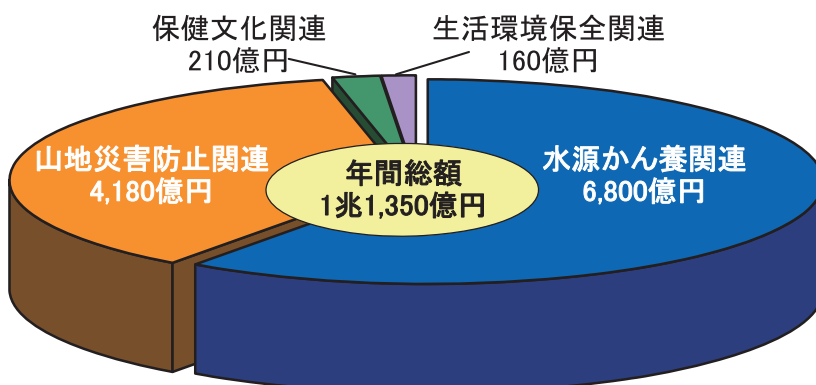


多様な生物の生息・生育の場や私たちのレクリエーションの場等を提供してくれます。（保健文化機能）



石川県の森林が有している公益的機能は、貨幣換算できるものだけで年間約1兆1,350億円にもなります。

これは、県民一人あたり1年間に約100万円の恩恵を森林から受けていることになります。



※ 日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（H13.11）における評価手法に基づき県で試算。

「水源かん養関連」については、森林が水を蓄える働きを、利水ダムの維持管理費などで評価。

「山地災害防止関連」については、森林が土砂の流出を抑制する働きを、治山ダムの建設費などで評価。

# 森林の現状と課題～手入れ不足林の増加～

本県には 287 千 ha の森林があり県土の 7 割を占めています。戦後の荒廃林地の復旧等のため熱心に植林が進められた結果、約 99 千 ha の人工林が造成され、現在、このうちの約 6 割の面積で間伐する（間引く）必要があります。

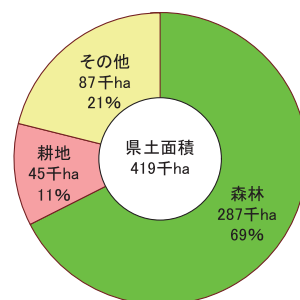
これまで、森林の公益的機能は、林業関係者による森林の整備を通じて維持されることが期待されてきました。しかし、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化や山村の過疎化などにより、山間奥地などにある約 29 千 ha の人工林では間伐が行われず、このままでは、森林は荒廃し、水源のかん養や山地災害の防止といった公益的機能の低下により、私たちの安全で安心な暮らしへの影響が懸念されています。近年の異常気象で全国的に山地災害が多発していることから、その対策が急がれます。

## 石川県の森林の状況

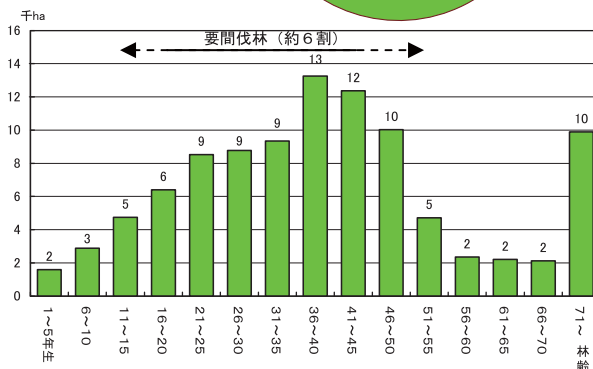
民有林の約 4 割(約 99 千 ha)は針葉樹を主体とした人工林で、36～40 年生をピークにした偏った林齢構成となっており、人工林面積の約 6 割で間伐する必要があります。

また、民有林の約 6 割を占める広葉樹を主体とした天然林は、大部分が自然の遷移に委ねられており、近年では自然環境や景観、保健休養の場としての関心が高まっています。

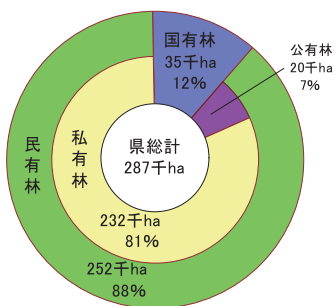
土地利用別面積



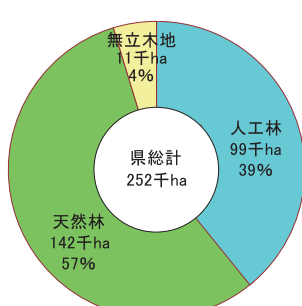
人工林の林齢構成



森林の所有形態



民有林の現況

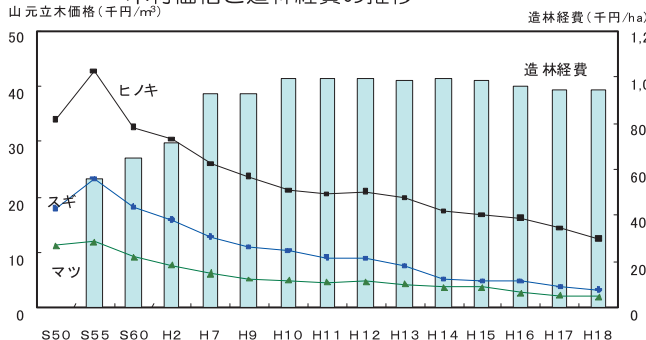


## 石川県の林業を巡る状況

昭和 55 年と比べると、木材価格は 2～3 割にまで下落(スギ立木価格：23→3 千円/m<sup>3</sup>、ヒノキ立木価格：43→12 千円/m<sup>3</sup>)しているのに対し、造林経費は 1.7 倍に増加(造林経費：56→94 万円/ha)し、林業採算性の悪化が一層進んでいます。

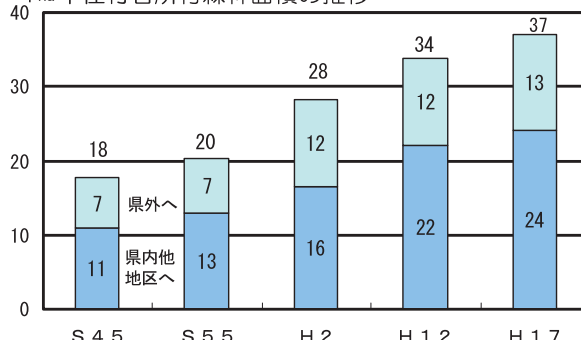
一方、所有者が都市に移り住むなど不在村となっている森林が 1.9 倍に増加(20→37 千 ha)しています。

木材価格と造林経費の推移



注 1：山元立木価格は、日本不動産研究所「山元立木価格調」による。  
注 2：造林経費の算出は、スギ楕次造林 2,500 本/ha 植栽の標準単価による。

千ha 不在村者所有森林面積の推移



資料：農林水産省「世界農林業センサス」

## 手入れ不足林の問題と対応

森林の公益的機能が十分に発揮されるためには、森林が健全であることが必要です。人工林は天然林と異なり、間伐などの手入れが欠かせませんが、要間伐林の約半分で間伐が実施されておらず、手入れ不足となっています。

また、この他にも、薪炭が使われなくなったことなどを背景に、放置された里山林や竹林の増加などの問題もみられます。

このような森林をそのまま放置すれば、森林は荒廃し、水源のかん養や山地災害の防止といった公益的機能の低下を招き、県民生活への影響も懸念されます。

また、一旦荒廃した森林を再生するには多額の経費と長い年月が必要となることから、早急な対応が求められています。



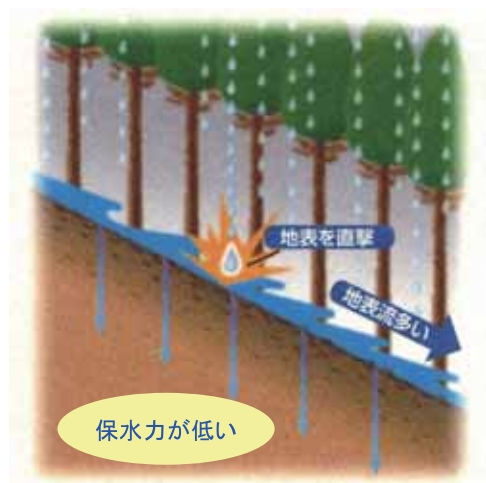
手入れされた人工林（スギ）：国道に隣接している森林で間伐実施済。林内が明るく、下草や灌木が生えており、様々な生物が生育。林業経営を通じて、将来的にも公益的機能の発揮が期待される。



手入れ不足の人工林（スギ）：林道から約300m離れている森林で、間伐未実施。林内が薄暗く下草のない急斜面では土壌が流出。このままでは荒廃が進み、森林機能のさらなる低下が懸念される。



手入れされた人工林



手入れ不足の人工林

間伐を行うことによって林内に光が入り、下草等が生えてくる。このことによって地表が守られ、雨水が土壌へ浸透する量や保水量も多くなるため、水源かん養機能が向上する。

間伐を行わない暗い林内では地表がむき出しとなって、雨などとともに土が流れ去ってしまい、水源かん養機能が著しく低下してしまう。

# 「いしかわ森林環境税」による森づくり

森林を健全な状態に保ち、その機能を安定的に発揮させることは、県民全体に関わる問題です。なかでも、良質で豊かな水を供給するなど県民生活と密接な関係にある水源地域等の森林については、将来にわたって水源かん養等の機能を発揮させていくことが重要です。

林業を巡る厳しい状況の中、すべての森林の整備を林業関係者の自助努力に委ねることには限界があります。本県では、手入れ不足となっている森林を整備していくための新たな方策について検討するため、平成16年に「いしかわの森づくり検討委員会」を設置し、現地調査や県民意識調査も踏まえて、平成18年11月に「森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくためには、現行の造林事業等を活用して森林整備を進めていくことが必要である。その一方で、現行制度の枠内では公益的機能の確保すら困難なものについては、県民の理解や協力のもと、恩恵を受けている社会全体で森林を支えていく新たな制度を構築していくことが求められている。」と示されました。

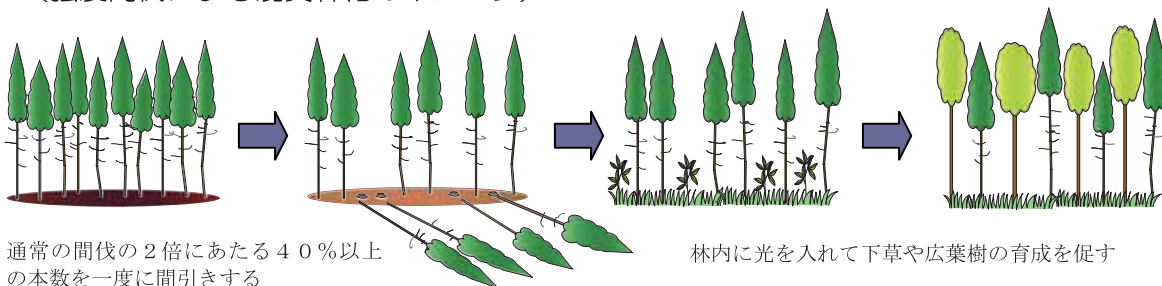
県では、こうしたことを踏まえ、県民の皆様のご理解とご協力により、平成19年度から「いしかわ森林環境税」を導入しました。この財源をもとに始める「いしかわ森林環境基金事業」は、主に手入れ不足人工林の整備を行い、併せて里山林の整備等を含む「県民の理解と参加による森づくり」を推進し、具体的には次のような取組を行っていきます。

## 1 手入れ不足人工林の整備

### 水源地域等の森林整備

水源地域等の手入れ不足人工林については、木材生産を目的とした通常の制度や手法では整備が期待できないため、頻繁な手入れを行わなくても安定して公益的機能の発揮が期待できる混交林（針葉樹と広葉樹が混じり合った自然状態に近い森林）への誘導を目指した、強度の間伐を行うこととします。所有者負担を求めませんが、協定の締結（森林所有者・市町・県の三者）により20年間は対象森林の皆伐を禁止し、私権を制限することとします。

（強度間伐による混交林化のイメージ）



〔伐採した材は安全に配慮して林内に残し、搬出はしない〕

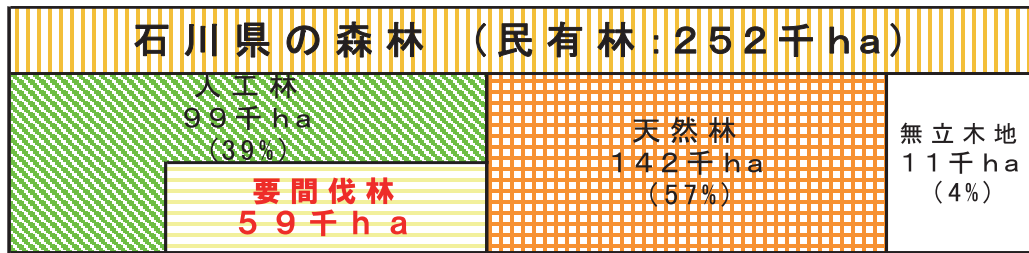
〔間伐後の木は再び成長するが、年輪幅が極端に不均一で材の中に枯れ枝（死節）が残り、木材としての価値は低く、伐採・搬出しても、収益は期待しにくい〕

### 水源地域等以外の森林整備

まずは、緊急性の高い水源地域等から実施しますが、水源地域等以外の森林についても、山地災害の防止等を図り、二酸化炭素をしっかりと吸収できるよう、一定の所有者負担のもと、適切に間伐を実施することとします。

- 注：1 水源地域等の森林とは、ダムや水道取水源の上流森林、公共的な施設の保全に必要な森林  
2 上記の整備に必要な財源規模 38億円  
（作業能力等を考慮し10年間での整備を想定した年間必要財源 3.8億円）

# いしかわ森林環境税による 強度間伐の実施計画



**要間伐林 (59千ha)**

**実施 (30千ha)**  
(背景)  
・林道から近いなど経営条件がよい  
・手入れにより優良な木材の生産が期待できる

**未実施  
手入れ不足林 (29千ha)**  
(背景)  
・林道から遠いなど経営条件が悪い  
・採算性の悪化で先行投資できない  
・所有者の離村により手入れがなされなくなった

放置すれば荒廃が進行し、  
森林の公益的機能が低下

県民生活  
に影響

林業生産活動を通じて、公益的機能を発揮



森林の公益的機能を維持していくためには間伐が必要  
**必要な面積 (22千ha)**  
29千ha - 7千ha  
(マツ及び広葉樹の人工林)



**水源地域等  
10千ha**

水源地域等以外  
12千ha

注) 水源地域等とは、ダムや水道取水源の上流域、公共的な施設の保全に必要な区域

**平成23年度までに間伐を完了**

## 2 県民の理解と参加による森づくりの推進

森林は県民共有の財産です。このため、森づくりは社会全体で支えることが大切ではないでしょうか。県民の皆さんに、森林の多様な機能やその現状などを十分に理解していただくよう、そして、森づくりに参加もしていただけるよう、県では「県民参加の森づくりの推進」と「森づくりに対する理解の増進」を2本の柱として、施策を展開します。

### ◎県民参加の森づくりの推進

- ・いしかわ身近な森保全事業（市町） 集落周辺の里山林の整備・保全活動への支援
- ・森づくりボランティア推進事業(NPO等) 自主的な森づくり活動団体への支援
- ・いしかわ森づくり推進月間事業 5地区で県民森づくり大会の一斉開催
- ・いしかわり山回廊推進事業 県民等が参加する里山回廊づくりの計画策定
- ・企業の森づくり推進事業 企業が参加するための環境づくり

### ◎森づくりに対する理解の増進

- ・こども森の恵み推進事業（NPO等） 子供達への森林環境教育を実施する団体への支援
- ・いしかわ森林環境実感ツアー 手入れ不足林や整備後の森林等の見学会開催
- ・いしかわの森づくり普及広報推進事業 各種普及広報、事業の公募、顕彰、説明会開催等
- ・いしかわ県民参加の森づくり推進事業（NPO等） 公募により提案された森づくり活動への支援

### ●里山林など身近な森の整備・保全や活用を図りたいときは・・・

○いしかわ身近な森保全事業（補助事業者：市町）

市町が主体となり集落やNPO団体等と協働し、放置された集落周辺の里山林の整備保全、活用を図る取組に対して支援します。

○森づくりボランティア推進事業（補助事業者：NPO等）※自然保護課で実施

県民が気軽に参加できる森林環境教育および森づくりに関する体験活動（植樹・下刈り・竹林対策など）を実施する他、これらの活動に必要な講習会等の開催といった、NPO団体等が自主的に行う里山林の保全整備や利用活動等に対して支援します。



地域ボランティアによる竹林の整備



里山林における歩道の整備

## ●森づくりを知りたい、見たい 子供に体験させたいときは・・・

○こども森の恵み推進事業（補助事業者：市町・小中高等学校・NPO等）

小中高校生の参加を必須条件として、NPOや地域住民等が実施する植樹、育樹、炭焼体験、学校林等の整備、歩道整備、案内板の設置等、森づくりに関する活動に対して支援します。



子供たちによるしいたけ植菌体験



間伐した森林の見学会

○いしかわ森林環境実感ツアー

県民を対象に、県内各地で手入れ不足林と整備後の森林との比較や水源地域の森林等を見学するツアーを開催します。

○森づくり推進月間事業（県民森づくり大会の開催）

毎年10月を「いしかわ森づくり推進月間」とし、多くの県民に参加を呼びかけ、各種森づくり活動を県内各地で企画し、「県民森づくり大会」を開催することにより、森づくりの気運を高めていきます。

○いしかわ里山回廊推進事業 ※自然保護課で実施  
里山をめぐる歩道づくりの計画を策定します。



県民森づくり大会（放置竹林の整備）



## ●森づくりを提案したい、企業による森づくりを進めたいときは・・・

森づくりの進め方について、県民の皆さんから、ご自身のアイデアなりご意見をいただきたいと思ひます。そのことで、より参加しやすい森づくりが実現するのではないでしようか。

### 具体的な事業内容

#### ○いしかわ県民参加の森づくり推進事業

県民の皆様から、森林体験や森づくり教室など広く県民に参加を促す森づくりに関連する活動を提案していただき、採択された活動に対して支援します。

#### ○企業の森づくり推進事業

京都議定書の発効等で、社会・環境貢献活動の一環として、また、水源のためや二酸化炭素の吸収源としての森林整備を行いたいなどの希望を持つ企業が増えてきています。しかしながら、「どう進めれば良いのか分からない」とか「森づくりの場所さえあれば・・・」といった現実的な悩みや、「始めるきっかけがなくて・・・」という感じで、なかなか第一歩を踏み出せずにいる企業もあるかと思ひます。

こうした要望にお応えするために、企業に対する説明会や現地見学会の開催や活動フィールドの仲介、技術指導等の実施や事業の広報等を行います。



企業の力を借りた漁民の森づくり



企業の社員による植林ボランティア活動

## ●補助事業を実施したい、行事に参加したいときは・・・

補助事業の計画書の募集や行事の日程等については、随時新聞等でご案内します。

## ◎森林の持つ公益的機能や森林の現状を県民の皆さんにお伝えします

森林には私たちの安全で安心な暮らしに欠かすことができない様々な公益的な機能があります。しかし、手入れ不足によって水を育み災害を防ぐという最も重要な働きが損なわれようとしている人工林が多くあり、早急に整備を進める必要があります。このような森林の現状やその役割、森林整備の取組等についての普及啓発を行っていきます。

### 具体的な事業内容

#### ○いしかわの森づくり普及広報推進事業

上記の提案型事業の実施のほか、熱心な森林ボランティア団体等を表彰します。また、森林に対する県民理解の増進を図るため、森林の現状やその働き、税を活用して実施する各種事業の成果等を広く県民の皆様へ普及広報し、情報提供を行っていきます。

# いしかわ森林環境税

手入れ不足林の整備等のための財源については、検討委員会では、可能性があると考えられる7つの方法（①分担金・負担金、②使用料、③手数料、④租税、⑤寄付金、⑥地域通貨、⑦市民ファンド）を検討していただきましたが、意識調査の結果では、多くの県民の皆さんが森林の公益的機能を維持していくためになんらかの協力をしたいとされていることなども踏まえ、「一定規模の財源が継続的かつ安定的に確保され、森林からの恩恵を受けている県民に対し、薄く幅広く負担を求めることのできる税制措置が有効な方法」と示していただいたところです。

こうしたことを受けて、県では、「広く、薄く」、「透明に」を念頭に、森づくりの事業規模、県民の皆さんの負担感などを考慮して、「いしかわ森林環境税」を平成19年度から導入することとなりました。

森林の公益的な機能は、県民の皆さん全体に広くおよびます。次の世代に健全な姿でいしかわの森を残そうとする新しい取組を県民の皆さん全体で支えていただく、という「いしかわ森林環境税」にご理解をいただきますようお願いいたします。

## いしかわ森林環境税の概要

1 **課税方式** 県民税均等割の超過課税（均等割額に一定額を上乗せして課税）

2 **納税義務者**（個人）県内に住所等を有する一定以上の所得のある方

※次の方々は、県民税均等割の非課税措置が適用されます

①生活保護法による生活扶助を受けている方

②障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の方

③前年の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の方

（注）合計所得金額は、収入から必要経費を差し引いた額、給与所得控除後の額など

（法人）県内に事務所等を有する法人等

3 **税率**（個人）年額500円（個人県民税均等割額1,000円に上乗せ）

（法人）均等割額の5%相当額（法人県民税均等割額に上乗せ）

資本金等の額の区分	均等割額	5%相当額
50億円超	年額 800,000円	40,000円
10億円超 50億円以下	年額 540,000円	27,000円
1億円超 10億円以下	年額 130,000円	6,500円
1千万円超 1億円以下	年額 50,000円	2,500円
1千万円以下	年額 20,000円	1,000円

4 **徴収方法** 県民税均等割の納税方法による

5 **税収規模** 年3.8億円程度（平年度ベース）

6 **税収用途**

- ・森林の公益的機能を高めるための手入れ不足人工林の整備
- ・県民の理解と参加による森づくりの推進
  - ・森づくりに対する理解の増進
  - ・県民参加の森づくりの推進
  - ・里山林など身近な森の保全と活用

7 **用途を明確にする仕組**

「いしかわ森林環境基金」を新設し、税収の使い道が明らかになるように管理・公表

8 **実施期間** 5年間

（個人）平成19年度分から平成23年度分

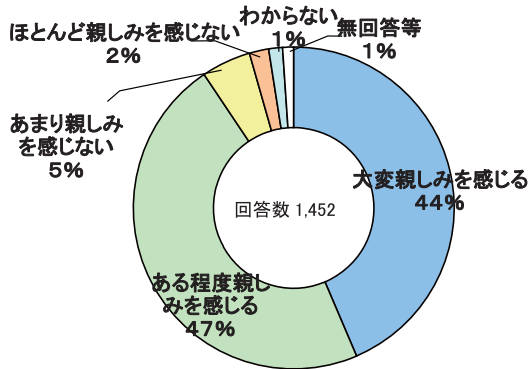
（法人）平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する事業年度分

（税導入の効果等を第三者からなる評価委員会により総合的に検証した上で、見直しを検討）

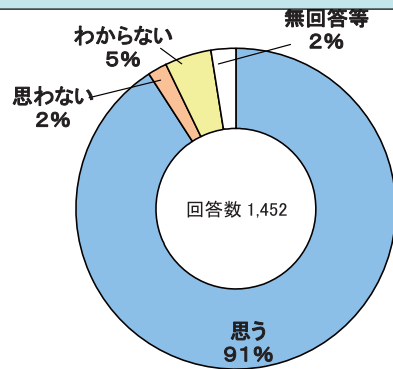
# いしかわの森林に関する県民意識調査の結果

18歳以上の県民 3,000 人を対象に実施(平成 16 年度:回答率 48%)

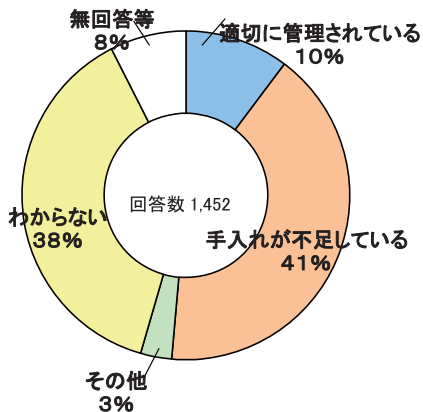
## 森林に親しみを感じますか



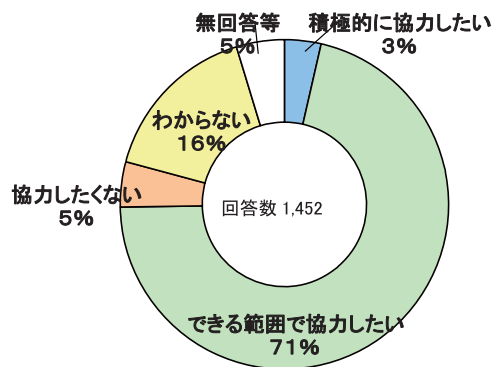
## 日常生活の中で、森林の恩恵を受けていると思いますか



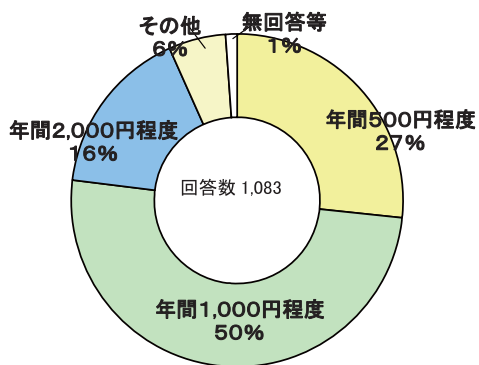
## 本県の森林の現状についてどう考えていますか



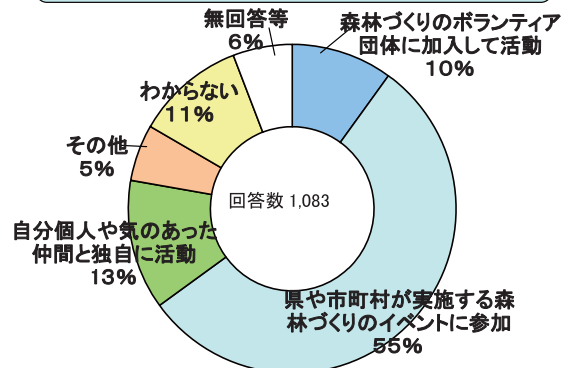
## 森林の公益的な働きを維持強化していくために、費用負担やボランティア活動(労働力提供)などに協力したいと思いますか



## 費用負担するならば、年間どのくらいなら負担しても良いと思いますか



## 森林づくりの作業にボランティアとして参加する場合、どのような活動が良いと思いますか



## いしかわ森林環境税の問い合わせは

石川県農林水産部森林管理課(税の用途など森づくり事業に関すること)

TEL: (076)225-1642 FAX: (076)225-1645 E-mail: e211500a@pref.ishikawa.jp

石川県総務部税務課(税に関すること)

TEL: (076)225-1271 FAX: (076)225-1275 E-mail: zeimuka@pref.ishikawa.jp

いしかわ森林環境税のホームページ

<http://www.pref.ishikawa.jp/shinrin/zei.htm>

## いしかわ森林環境税による事業の問い合わせ先

管轄市町	名 称	所 在 地	電話番号 (FAX)
加賀市	加賀農林事務所 地域林業振興課	〒922-0831 加賀市幸町2丁目77	0761-72-8514  (72-7006)
小松市 能美市 川北町	南加賀農林総合事務所 森林部 林業振興課	〒923-0801 小松市園町ハ108-1	0761-23-1717  (24-2502)
白山市 野々市町	石川農林総合事務所 森林部 林業振興課	〒920-2121 白山市鶴来本町4丁目リ75	0761-92-1171  (93-0659)
金沢市	県央農林総合事務所 森林部 林業振興課	〒920-8204 金沢市戸水2丁目30	076-204-2103  (268-9014)
かほく市 内灘町 津幡町	津幡農林事務所 地域林業振興課	〒929-0325 河北郡津幡町字加賀爪又40-3	076-289-4456  (289-4268)
羽咋市 宝達志水町 志賀町	羽咋農林事務所 地域林業振興課	〒925-8510 羽咋市旭町ユ20	0767-22-0001  (22-2192)
七尾市 中能登町	中能登農林総合事務所 森林部 林業振興課	〒926-0852 七尾市小島町二部33	0767-52-6600  (52-9194)
輪島市 穴水町 能登町	奥能登農林総合事務所 森林部 林業振興課	〒929-2392 輪島市三井町洲衛10-11-1	0768-26-2329  (26-2332)
珠洲市	珠洲農林事務所 地域林業振興課	〒927-1215 珠洲市野々江町シー32	0768-82-3111  (82-6570)